平成２４年（フ）第３５５号
長崎県長崎市八景町14番６号
債務者　島田　芳**隆**
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西由紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月22日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９９号
北海道苫小牧市緑町２丁目９番10―601号
債務者　林　ゆかり
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹田美由紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第７９号
三重県松阪市小阿坂町3885番地２
債務者　堀口　美幸
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年３月20日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第２６２９号
横浜市緑区森の台18番Ｃ―208号
債務者　菊池　信彦
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北田　幸三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月25日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６２号
富山県黒部市三日市3741番地１
債務者　柴田　澄子
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　　博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月25日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３５０号
愛知県豊明市沓掛町丘下12番地１　ユニオンヒルズ丘下802号、従前の住所愛知県豊明市沓掛町切山台２番地
債務者　鍛治　　賢
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名嶋　聰郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月９日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０２号
北海道苫小牧市船見町１丁目２番19号　ブリリアント船見Ｄ―102
債務者　山口　良一
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細谷　祐輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２０８６号
札幌市厚別区厚別東３条３丁目13番24号　ウイハイツ新札幌101
債務者　中西　紀子
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２９４号
札幌市清田区北野７条３丁目５番10―206号
債務者　吉井　友祐
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３０５号
札幌市厚別区厚別中央１条３丁目４番30号　ひばりが丘パールハイム107号
債務者　愛原　　博
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４０６号
札幌市北区新琴似１条２丁目７番26号　篠田ハイツ７号
債務者　伊藤　一彦
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４１８号
札幌市白石区平和通１丁目北10番30号　平和ハイツＡ―202号
債務者　鈴木　　傳
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５４０号
北海道恵庭市相生町288番地　第３高松マンションＣ２号
債務者　田端　一雅
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５９６号
札幌市厚別区厚別中央５条２丁目４番31―302号
債務者　杉山　明美
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６１９号
札幌市北区太平７条１丁目１番26号
債務者　水戸部　薫（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６３２号
北海道千歳市日の出２丁目２番３号
債務者　三原さやか（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６４８号
札幌市白石区平和通11丁目南３番７―308号
債務者　池田　笑微
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部